

今年6月、建設会社にとって影響の大きな建設業法の改正が行われました。改正の狙いの一つは、建設業界にとって急務である建設現場の生産性の向上です。具体的な取り組みとしては、工事現場の技術者に関する規制の合理化が行われます。技術者に関する取り扱いは今後どのように変わるのか——。今回と次回の2回にわたって、国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 企画専門官の竹村光司氏に解説していただきます。



霞が関から 限りある人材の有効活用と若者の入職促進により、建設現場の生産性の向上を図っていきます。

限りある人材の有効活用と若者の入職促進へ

建設業法の改正によって技術者関連では2つの大きな規制の合理化が行われます。一つは、監理技術者の専任の緩和とそれに伴う技術検定制度の見直しです。もう一つは、主任技術者の配置義務の見直しです。監理技術者の専任の緩和、主任技術者の配置義務の見直しに関しては令和2年10月1日から、技術検定制度の見直しに関しては令和3年4月1日から施行されます。

改正の狙いは、建設現場の生産性向上です。建設現場ではいま、急速な高齢化や若者離れの深刻化が進んでいます。そうした中で、限りある人材を有効活用する一方、若者の入職を促進することで、生産性の向上を図っていく考えです。

規制の合理化とは具体的にどのようなものなのか。今回はまず、監理技術者の専任の緩和に関して図をもとに解説していきましょう。



国土交通省
土地・建設産業局 建設業課
企画専門官
たけむら こうし
竹村 光司

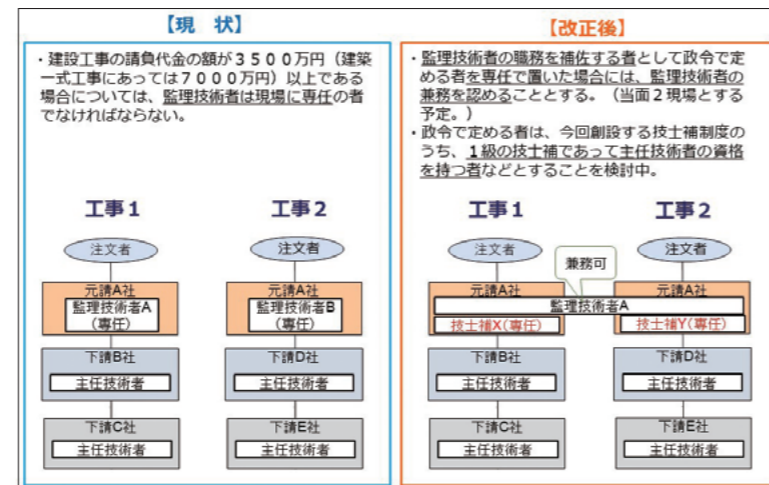
補佐する技術者の配置で兼務可能に

図1をご覧ください。現行建設業法では、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の総額が4,000万円以上(建築一式工事は6,000万円以上)になる場合、監理技術者を配置することを求めています。また、公共性のある又は多数の者が利用する施設等の重要な建設工事で請負代金の額が3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)である場合については、これらの監理技術者を工事現場ごとに専任で配置することを求めています。具体的には、道路、橋、堤防、ダム、港湾施設、上水道・下水道、学校、病院・診療所、事務所、ホテル・旅館、共同住宅などの建設現場をさします。

改正建設業法では、この専任規定を緩和します。元請けA社が監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める技術者を建設現場に専任で配置した場合は、監理技術者の兼務を認めることにします。兼務できる現場の数は当面、政令で2現場とする方針です。監理技術者の職務を補佐する一定の技術者を専任で配置することにより建設工場の適正な施工の確保を図った上で、監理技術者という限りある人材の有効活用を進めていく予定です。

ここで留意していただきたいのは、監理技術者に求められる責務は従前と変わらないという点です。監理技術者には、施工計画の作成や工程管理・品質管理などの技術上の管理が適正に実施されるように、自らを補佐する者として政令で定める技術者を適切に指導することが求められることになります。

図1: 監理技術者の専任の緩和



元請けA社は技士補Xや技士補Yを2つの現場にそれぞれ専任で配置することによって、監理技術者Aを兼務させることが可能になる

検定制度の見直しで「技士補」誕生

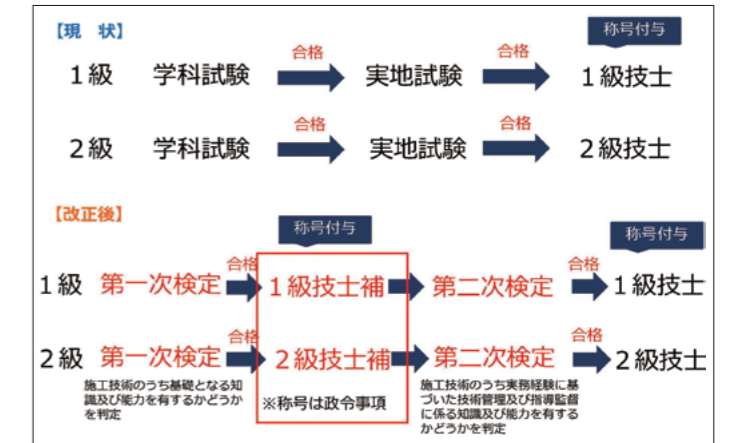
監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める技術者の一つに想定しているのが、技術検定制度の見直し・再編で誕生する「1級技士補(仮称)」という資格者で主任技術者の資格を持つ者です(図2)。

ここでまず、現行の技術検定制度をおさらいしておきましょう。現行の制度では、1級・2級ともに学科試験と実地試験という2つの試験に合格することで、例えば土木分野では土木施工管理技士、建築分野では建築施工管理技士といった称号が与えられることとなります。施工技術の向上を図ることが目的です。

改正建設業法ではこうした技術検定制度を再編し、1級・2級ともに第一次検定と第二次検定の2つの段階に分けます。それによって「1級技士補(仮称)・2級技士補(仮称)」という称号が新しく生まれます。技術者は第一次検定に合格すれば、新しく生まれる「1級技士補(仮称)・2級技士補(仮称)」の称号を与えられ、さらに第二次検定に合格すれば、これまでと同じ1級技士・2級技士の称号を与えられる仕組みです。

現行の制度では、学科試験では知識を、実地試験では能力を問うています。これに対して新しい制度では、第一次検定で施工技術のうち基礎となる知識・能力を、第二次検定で施工技術のうち実務経験に基づいた技術管理や指導監督に関する知識・能力を問うこととなります。

図2: 技術検定制度の見直し



1級・2級ともに現行制度を再編し、第一次検定と第二次検定の2段階に分ける。そのうえで、第一次検定の合格者に「1級技士補(仮称)・2級技士補(仮称)」の称号を与える

1級技士補が早期に工事現場で活躍を、2級技士補は業界を志すきっかけに

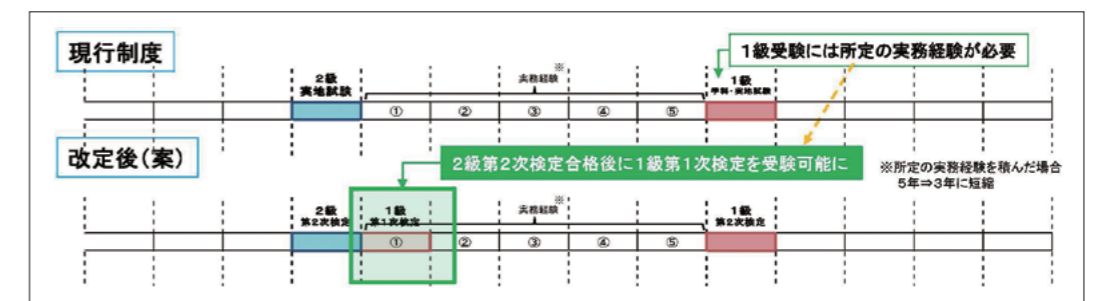
またこれらの再編に併せて、1級の受験資格を見直す方針です(図3)。

現行制度では、2級に合格してから1級を受験するまでの間に実務経験の期間を原則として5年間(所定の実務経験を積んだ場合は3年間)求めています。新しい制度では、1級の第一次検定の受験に際してはそれを不要とすることを検討中です。2級の第二次検定を合格した技術者にはその後の実務経験年数を問うことなく、翌年度には1級第一次検定を受験することを認める方向を想定しています。そうすることによって、監理技術者の兼務が可能となる「1級技士補(仮称)」の誕生を促し、監理技術者を補佐する者として早期に責任ある立場で活躍してもらうことを期待しています。

2級は17歳以上の高校時代から受験可能な検定制度です。「2級技士補(仮称)」には「1級技士補(仮称)」と違って明確な役割はありませんが、高校時代など早期に合格すれば建設業界への入職を志すきっかけになり得るのではないかと期待しています。さらに各建設会社が採用活動の中で「2級技士補(仮称)」の資格を持つ若手を将来の担い手として評価していただくよう期待しています。(談)

(つづく)

図3: 1級受験資格の見直し



2級合格後1級を受験するには、現行制度では原則5年間(所定の実務経験を積んだ場合は3年間)の実務経験を求めている。新しい制度では、1級の第一次検定の受験に際してはそれを不要とし、2級第二次検定合格後速やかに1級一次検定を受験できるようにする方向を想定している